

令和4年度 第1回 長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（議事録）

日 時：令和4年8月4日（木）

13：30～15：30

場 所：中央児童相談所 会議室

1 開 会

（事務局：大宮企画幹）

定刻になりましたので、まだ委員さん全員お見えではございませんが、ただいまより、「令和4年度第1回長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」を開催いたします。

本日会議事項に入りますまでの間、全体の進行を務めさせていただきます県児童相談・養育支援室の大宮と申します。よろしく願いいたします。

本日、委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございます。当分科会は、社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会の規定により運営が行われますので、あらかじめ御承知ください。

取材を希望されている報道の皆様におかれましては、会議終了後、事務局にて対応いたしますので、当会議室にて待機をお願いします。準備ができましたら、お声をかけさせていただきます。

それでは最初に、本日、今年度第1回の児童福祉専門分科会となりますので、県を代表して、児童相談・養育支援室長の西村より御挨拶申し上げます。

2 あいさつ（他）

（事務局：西村室長）

皆様、こんにちは。この4月より児童相談・養育支援室長に着任いたしました西村浩と申します。よろしく願いいたします。本来であれば、こども若者局長の野中が出席し、御挨拶を申し上げる予定でしたが、所用のため急遽出席ができなくなりましたので、開会に当たり、私から代わりに一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、また猛暑の中、「令和4年度第1回長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から長野県の児童福祉行政に関しまして、多大なる御理解と御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、皆様の熱心な御検討をいただきまして、県では令和2年6月に、「長野県社会的養育推進計画」を策定させていただきました。本日は、策定から2年が経過した本計画につきまして、県及び県児童相談所の取組状況を中心に報告をさせていただく予定です。

これまでの取組や今後の着実な計画の推進等につきまして、皆様の忌憚のない御意見を頂戴できればと考えております。

この計画におきましては、「子どもの最善の利益の実現」を基本方針とし、子どもの権

利擁護をはじめとする様々な取組について記載をしているところでございます。

また、先に改正された児童福祉法においても、子どもの権利擁護の環境整備を行うことが、都道府県の業務として位置づけられ、子どもの意見表明等についての取組の一層の推進が示されているところでございます。

こうしたことから、子どもの権利擁護に係る取組について、なお一層念頭に置き、関係の皆様のご協力もいただきつつ、心して取り組んでいかなければならないと認識をしておるところです。

本日、御出席の皆様には、有意義な議論となるよう、専門のお立場から忌憚のない御意見を頂戴いただきますようお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

(事務局：大宮企画幹)

続きまして、本年度第1回の分科会となりますので、お手元に配付してございます出席者名簿の記載順に、恐れ入りますが、出席者の自己紹介をお願いしたいと思います。

(川島会長)

では、名簿順ということですので、私のほうから最初に。昨年3月で長野大学を退職になりまして、4月から上田女子短期大学のほうに勤務しております。委員としては継続してまいる所存でございますので、引き続きよろしく願いいたします。

(宮川委員)

長野県里親連合会の理事をしています宮川陽子です。よろしく願いいたします。

(青木委員)

弁護士の青木恵里子と申します。よろしく願いいたします。

(川瀬委員)

長野県児童福祉施設連盟会長で、岡谷市のつつじヶ丘学園園長の川瀬勝敏と申します。よろしく申し上げます。

(篠田委員)

風越乳児院で副院長をしております篠田広子と申します。よろしく願いいたします。

(和田委員)

長野県母子生活支援施設連盟会長と母子生活支援施設、長野市美和荘で施設長しております和田と申します。よろしく願いいたします。

(事務局：大宮企画幹)

申し遅れましたが、児童相談・養育支援室の大宮と申します。よろしく願いいたしま

す。

(事務局：田中主任)

同じく児童相談・養育支援室で今年度児童福祉専門分科会の担当をさせていただいております田中と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局：大宮企画幹)

事務局の名簿に児童福祉専門員の井口の記載がございますが、杉山連合会会長が遅れているので状況を確認しております。後ほど参るかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。本日は委員7名の皆様の御出席を予定いただいておりますので、分科会運営要領第5の1の規定により、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、会議事項に入る前に、会議資料の確認をお願いいたします。次第、名簿、「長野県社会的養育推進計画」及びその概要、資料が1-1から1-5、2-1から2-2、参考資料といたしまして、児童福祉法の一部を改正する法律の概要に関する資料、委員の皆様には、社会福祉審議会運営規程及び児童福祉専門分科会運営要領と審議会の設置及び運営に関する指針も配付してございます。資料に不足等がございませんでしょうか。

なお、本日の会議でございますが、記録の正確性を期す観点から、審議内容を録音させていただきますので御了承ください。

それでは、ここからは川島分科会長に進行をよろしくお願いいたします。

3 会議事項

長野県社会的養育推進計画の進捗状況について

(川島会長)

それでは、これより会議事項に入りたいと思います。着座にて進行させていただきますが、よろしくお願いいたします。

議事を始める前に、本日の議事進行に関わって一つ確認をさせていただきます。本分科会は原則として議事録、資料を含め原則公開により開催することとなっております。御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、原則どおり進めてまいりたいと思います。

それでは(1)「長野県社会的養育推進計画の進捗状況等について」を議題といたします。初めにこの度改正されました児童福祉法について、事務局より概要の説明をお願いいたします。

(事務局：田中主任)

会長、すみません。児童福祉法の改正を先に説明する予定だったのですが、今、井口が外してしまして、先に社会的養育推進計画の進捗状況から御説明します。

(川島会長)

分かりました。

(事務局：田中主任)

そうしましたら、私のほうから、社会的養育推進計画の進捗状況に関しまして、資料の御説明をさせていただきます。

社会的養育推進計画にかかる進捗状況等についてということで、資料のボリュームが大変多くなって恐縮ですが、御了承いただければと思います。資料1-1、1-2を主にしまして、説明してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、追加で説明のトピックというか、それを設けておりまして、途中で資料1-3から5まで説明をさせていただく部分がございます。まずは、資料1-1と1-2をお手元にお出しいただきお聞きいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(川島会長)

では、資料に沿って報告いただきますけれども、章ごとで質疑の時間を取ってまいりたいと思いますので、御協力よろしくお願ひいたします。

では、事務局のほうから……。

(事務局：井口専門員)

先に説明申し上げてもよろしいですか。

(川島会長)

大丈夫ですか。元に戻すということですね。

(事務局：井口専門員)

申し訳ございません。

(川島会長)

では、議事が交錯してしまいましたが、元に戻すということで、最初に予定しておりましたとおり、児童福祉法の今回の改定について、事務局に説明をいただきます。

(事務局：井口専門員)

申し訳ございません。少し席を外しておりますが、事務局の児童相談・養育支援室の児童福祉専門員の井口と申します。よろしくお願ひいたします。

私のほうから、児童福祉法の改正の御説明ということで、委員の皆様方は既に御承知の内容かとは思っておりますけれども、28年の改正に続いて、この4年の6月に改正法が公布されています。大きく内容が変わるところがありますので、そういった観点で、この後御議論いただく御参考も兼ねて、主な内容に関して計画に関係する部分を中心に共有、確認をしていただければと思っております。そういう趣旨で説明の時間を設けさせていただきます。

ました。よろしくお願いいいたします。

横長の資料になります。国の資料をそのまま利用させております。1 ページ目の右肩に「参考資料1」と書かれているものになります。

最初に「改正の趣旨」です。虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況があるということで、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図るということで改正が行われています。

改正の概要はそこに書いてあるとおりですが、主なところを少し御説明させていただきます。

まず、「1. 子育て世帯に対する包括的な支援簿ための体制強化及び事業の拡充」です。

①市町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センターという名称の機関の設置や、身近な保育所等の子育て支援の場における相談機関の整備に努めるという内容が書かれています。

この子ども家庭センターに関しては、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランという名称の支援計画を作成するということが盛り込まれています。この子ども家庭センターですけれども、計画の目標として挙げられています子ども家庭総合支援拠点と子育て世帯、これは児童福祉分野の拠点になりますが、あと母子保健分野の子育て世代包括支援センターも体制を見直すということで、その二つの機関が子ども家庭センターに統合されるというイメージになっております。後でもう少し御説明をさせていただきます。

それから②として、訪問による家事支援や子どもの居場所づくりの支援、それから親子の関係形成の支援等を行う事業を新設するというので、これら市町村の事業ということで新設されます。

そのほか、児童発達支援センターの関係の改正が行われます。

それから②として、「一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦らへの支援の質の向上」ということです。一時保護所の環境の改善や、里親支援センター、今の一般的な呼ばれ方でいうとフォスタリング機関がこれに該当するかと思えますけれども、フォスタリング機関を里親支援センターという名称で、児童福祉施設としての位置づけを行うというような改正が行われます。

それから、都道府県の事業として、困難を抱える妊産婦等に居場所の提供や食事提供、その他の相談支援を行う事業が創設されます。

3ですけれども、「社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化」ということで、①は特にこの検討に関係することとしては、児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化というようなことが見込まれております。このあたりも、少し後で御説明させていただきます。

4として、「児童の意見聴取等の仕組みの整備」ということで、児童相談所が入所の措置や一時保護等を行う際に、子どもの意見聴取を行うことが盛り込まれています。それから、都道府県においては、児童の意見や意向の表明、権利擁護に向けた必要な環境整備等を図る必要が出てまいります。

5として、「一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入」ということで、児童相談所が一時保護をする際には、親権者が同意した場合を除いて、事前または保護の開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する手続を設けるということで、裁判所のほうで一

時保護が妥当かどうかという判断が行われるというような制度の改正がなされます。

そのほか、「こども家庭福祉の実務者の専門性の向上」、6になりますが、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について、十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司としての任用要件に追加をするということで、※になりますが、子ども家庭福祉の実務者向けの認定資格が新たに導入されるということが予定されております。その認定資格を導入した後の状況を勘案して、さらに国家資格等の導入も含めてさらに検討していくというような内容になっています。

もう一点、「児童をわいせつ行為から守る環境整備」ということで、保育士の資格に関して、わいせつ行為を行った場合の資格管理の厳格化ということも盛り込まれております。

これら、ほとんどの場合に関しては、令和6年4月1日の施行になっておりまして、今の一時保護の司法審査に関しては3年以内ということなので、恐らく時期としては若干ずれて施行されるというような内容になっております。

何点か、もう少し具体的に御説明したいと思います。

2 ページ目を御覧いただきまして、先ほどの「こども家庭センターの市町村における設置とサポートプランの作成」になります。

市区町村において、児童福祉と母子保健の分野で一体的に相談支援を行う機能を有する機関、それをこども家庭センターと呼ぶわけですが、その設置に市町村は努めなければいけないという規定になります。

今の子ども家庭総合支援拠点に関しては、子育て世代包括支援センターと情報共有や連携した支援、継続的な支援が行われるように連携、情報共有して対応していかなければいけないような体制を形づくった上で拠点を設置するというようになっておるのですが、その取組をさらに進めて、より一体的な相談支援、包括的な支援ができるようにという趣旨になっております。

その中で、特に支援が必要ないいわゆる要支援家庭と言われたり、妊婦の方たちに関しては、支援をつなぐためのマネジメントを行うということで、サポートプランを作成することが法律上規定されます。サポートプランを作成した上で、下の図にあるように、様々な資源による支援メニューにつなぐということで、後で御説明申し上げる訪問の家事支援やショートステイ、子どもの居場所の支援、障害児の支援などいろいろございますが、そういった支援のメニューや機関につないで、その家庭を支援するマネジメントを行うということになります。

もう一つ、それと併せまして、当然その地域にそういった支援のメニューがある程度ないとそれができないということにもなりますので、右側にありますけれども、民間資源や地域資源を発掘・育成して、一体となって連携して支援ができる体制を地域ごとに構築していくというようなことが必要になってまいります。まさに今、長野県でいいますと計画にも盛り込まれている市町村のこども家庭支援ネットワークづくりというような内容が、法律上盛り込まれています。

3 ページ目は、新しい事業の導入ということで、子育て支援事業、先ほど少し申し上げたような訪問による生活の支援、子どもの居場所づくりの支援、関係構築に向けた支援ということで、今は13事業あるのですが、新しくプラス三つできて16事業になって、支援の拡充ということで、ショートステイ、子育て短期支援事業の関係や一時預かりの支援に

関しても、より内容の幅が広がったり、柔軟に使えるような規定が盛り込まれることになっております。

もう一枚めくっていただきまして、先ほどの都道府県や児童相談所の支援の強化という関係ですが、また、詳しくはこちらを御覧いただければと思うのですが、○の二つ目、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を義務的経費化するという事で、児童家庭支援センター等に指導の措置、支援の措置を児童相談所が今も委託をするということが法律上あるのですけれども、そうした際の経費も負担して義務的経費化するというようなことがございます。

そういった関係で申し上げますと、里親支援センターにつきましても、児童福祉施設として位置づけた上で、真ん中の四角のところに書かれておりますが、里親支援の費用を里親委託費用と同様に義務的経費化するということが盛り込まれております。

もう一点、5ページですけれども、自立支援の強化ということで、児童自立生活援助事業、これは今、自立援助ホームで行われている支援になりますが、その対象者等の年齢要件等の弾力化ということが盛り込まれております。図を見ていただくと分かりやすいのですが、現行は、児童養護施設ですとか、里親も同じですけれども、18歳が基本で、さらに20歳まで措置延長が可能ということになっております。自立援助ホームにおいては、学生さんに関しては二十歳を超えてさらに22歳まで支援を続けることが可能というような状況になっております。

それが、法改正後は、必要に応じて自立援助ホームにおいて22歳を超えても、また学生でなくても援助が可能、支援が可能ということになりまして、さらにその図の上のほうになりますけれども、児童養護施設や里親でケアを受けている場合も、必要があれば二十歳を超えて、位置づけとしては児童自立生活援助という位置づけの中で引き続き支援を受けることが可能というような法律上の規定に変わってくるということです。

すみません、主な内容に関して御説明をさせていただきました。そのほか、子どもの意見聴取等の仕組みの整備、一時保護の関係、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上、保育士の関係等がつけてありますので、資料を御覧いただければと思います。

以上でございます。

(川島会長)

ありがとうございました。

では、引き続き「長野県社会的養育推進計画の進捗状況について」という議題に入らせていただきます。

事務局から報告をしていただきますけれども、審議を進めていくに当たりましては、章ごとに切って説明をいただいて、随時御意見、御質問をいただくという形で進めてまいりたいと思います。章の説明の後で、質疑、御意見をいただく時間を取りますので、そこで御意見等を出していただければと思います。

それでは、事務局から進捗状況に関わる御説明をお願いいたします。

(事務局：田中主任)

よろしく申し上げます。改めまして、資料の1-1、1-2をお手元に御用意いただき

まして、お聞きいただければと思います。途中で1－3から5を使いますので、併せて御用意をお願いいたします。

参考にですけれども、今回計画の本体と概要版をお配りしております。計画の本体のほうの第2章以降のところ、各章と対応する形で基本目標を設定させていただいております。それぞれ評価指標を設けているという計画の内容になっております。

例えば、資料1－2の1ページ目を見ていただきますと、第2章、当事者である子どもの権利擁護ということで、計画の4ページから10ページに記載をさせていただいておりますが、そこに関わる基本目標としては、「当事者である子どもの権利が守られる」ということになっております。それに応じまして「目指すべき姿」ということで、「社会的養育の当事者である子どもが、自らの意思を表明し、大人がそれらをきちんと酌み取った上で、子どもの最善の利益を考慮した適切な養育や支援が行われる社会を実現します」というような形で設定しております。

それを踏まえまして、取り組む内容として大きく二つ設定してございます。さらには具体的内容として、各節ごとにそれぞれの具体的な取組を設定しているという形になっております。以下の章、全て同じような形になっておりますので、御了解をいただければと思います。

まずは、第2章につきまして説明を申し上げます。

今申し上げたところの第1節「子ども自身もつ権利と権利擁護」というところに関しまして説明を申し上げます。資料1－1、評価指標といたしましては、「子どもアンケートにおいて、自分の意見が表明できる」と回答した割合にしておりまして、令和2年度に実施したアンケートと比較したときに、計画の前期の最終年度である令和6年度時点では割合が向上、最終年度の11年度では、100%の子どもが、自分の意見を聞いてもらえている、表明できていると回答するという設定をさせていただいております。

令和2年度に実施しましたアンケートの結果としましては、74.1%という状況になっております。下段の（注）を御覧いただきますと、「住んでいるところの大人は考えや思いを聞いてくれるか」という問に対しまして、「そう思う」「だいたいそう思う」を合わせまして74.1%ということになっております。「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせますと14.7%ということでした。（注）の最後のところに「『社会的養育推進計画に位置付けられる子どもの権利擁護のためのアンケート』の結果（速報）」という記載をしておりますけれども、速報ではなく、これは最終結果ということになりますので、御了解をお願いいたします。

こちらの74.1%という数字をベースラインといたしまして、今後取組を進めていくこととなります。このアンケートの結果につきましては、児童相談所や児童養護施設等に対してフィードバックを実施しております。

さらに、今後の取組につきましては1－3にまとめてございます。下の「今後の取組」といたしまして、（1）児童相談所職員による子どもの権利擁護のための面接を定期的実施ということで、子どもの権利擁護が守られているかの視点を十分に児童相談所職員が持って実施をまいります。

また、（3）ですけれども、面接の中でも子どもの権利ノートを活用しまして、子ども自身が子どもの権利について知るという取組を実施していくところでございます。

さらに、重大被措置児童虐待検証委員会の提言を踏まえまして、子どもの年齢や発達段階に応じた分かりやすい子どもの権利ノートにするべく、全面改訂について協議して取組を進めていくこととしております。

なお、今後のアンケートの実施についてですが、第1回目のアンケートとの比較対照とするため、内容や項目、対象を同一のものとしまして、令和5年度の後半から6年度の当初に行うことを、今考えております。その結果を踏まえまして、令和6年度の基本計画の見直しに反映させていただくということを今考えているところです。

続きまして、第2節でございます。資料1-1の1ページ下段で、「一時保護所における1人当たりの平均保護日数」「一時保護委託における1人当たりの平均保護日数」を評価指標としてお示ししているところです。令和3年度の状況といたしましては、児童相談所での一時保護では、平均25.6日ということで、昨年度の28.3日と比べますと日数が減少しているというところでございますけれども、これに関してははっきり明確なことをお示しすることができないのですが、資料1-2の2枚目、第2節の取組項目(1)の⑥、児童相談所における保護者との調整等を迅速に行い、早期に援助方針を決定して援助につなげるように取り組んでいること等が、少なからず結果として表れているのではないかと、いうことを思慮しているところです。

逆に、乳児院や児童養護施設、里親さん等をお願いする一時保護委託に関しましては、日数が大きく増加しております。令和2年度の15.9日から26.2日ということになってございます。これに関しましては、資料1-1の次のページに同じく評価指標として、里親等への一時保護委託人数というものも設定させていただいておりますけれども、こちらが令和2年度の263人と比べまして、約200件程度減少しております。

このあたりにつきまして、令和2年度の数字がある種突出しているといえますか、特殊な要因が関係してございまして、と申しますのは、同じ家庭の複数のお子さんがある特定の里親さんへ繰り返し短期の保護をされていたということがありまして、そこでこれだけ令和2年度とのアップダウンといえますか、差が生じているということになっております。ここに関しましては、今後の推移を見ていく必要があると思っております。

第2節の「一時保護改革に向けた取組」、資料1-2に戻っていただきまして、(1)の①のところですが、一時保護所の個室化工事を実施しますほか、児童養護施設におきまして、令和2年度に一時保護の専用棟が2か所増設、令和3年度においても同じく2か所増設、令和元年度末の一時保護専用施設1か所、定員4名に対し、3年度末には5か所で定員24名まで増加をしているところでございます。

今の説明は、(2)の②の部分になります。こちらにつきましても、県としては、引き続き県内のニーズを踏まえた配置、定員数等について検討をしております。

それと、一時保護に関しまして、先ほど申し上げたとおり、里親の利用を進めているところでございまして、それが(2)①のところ、児童相談所においても、一時保護であっても家庭と同様な環境で過ごせるようにということで、特に乳幼児については積極的に里親への委託を検討するということでございます。こちらについても、引き続き児童相談所において、里親の受託意向の調査などを実施するなどして、里親への一時保護の推進に取り組んでいくというところでございます。

第2章については以上でございます。

(川島会長)

ただいま第2章の進捗状況について説明、報告がございました。御質問及びこれまでの取組、今後の取組について御意見があればお願いいたします。

(事務局：田中主任)

1点資料の訂正をお願いいたします。資料1-1の1ページの下段、一時保護委託における1人当たりの平均保護日数の平成30年度の欄に21.7という記載がありますがけれども、これは25.7ということで訂正をお願いできればと思います。すみません。

(川島会長)

では、第2章についての御質問、御意見等あれば。

(川瀬委員)

今御説明の中にありましたけれども、県として一時保護所、児童福祉施設の中に増設されたり、一時保護所内に個室が整備されたりということで、一時保護の関係ですが、権利擁護が高められているという点では、物理的な話で、今のお話で改善が見られていると思いましたけれども、今の資料1-1の2の中に「一時保護所の調整等を迅速に行い早期に援助方針を決定」ということがあります。実際にこれから一時保護を実施、あるいは実親に対してよりきめ細やかに、あるいは納得した上で今後の支援を進めていかなければならないという方向性は一つあると思います。

そんな中で、早期に委託等調整を図る、子どもたちが生活する中でいろいろなことが出てきます。経験上。安心した中で子どもが本音を言うてくるということがありますので、急ぎ過ぎないということも、僕は大事であろうと思いますし、保護日数の数字ありきで減らすということを前提に会議を迅速にして、反面では子どもの権利擁護ということもありますから、そこを大切に担保した上で、あるいは実親も今後援助方針に参画していく時代だと私は思っていますので、そこを十分に聞き取った上での調整を図って、次の支援につなげるということを、ソフトの部分というか、中身の部分として大切に考えていくことが必要であろうと。施設としてもそう考えていますので、その辺は丁寧に進めていくことを望んでおります。以上です。

(川島会長)

御意見等ありましたら。
どうぞ。

(篠田委員)

乳幼児について一時保護先の確保ということで、里親への委託を進めていきたいということだったのですが、現在でいうと、コロナウイルスの関係があって、乳児院でも一時保護委託については考えているというか。ただ、乳児院では専門性という部分で看護師がいるので、看護師が抗原検査キットによってお子さんの検査を実施したり、そういったとこ

ろも十分充実していると思いますので、乳児院への委託も安心なのかなというところも御承知おきいただきたいと思います。

(川島会長)

分かりました。ほかにありますか。

青木委員。

(青木委員)

里親等に委託された子どもの権利擁護のために個別面接を実施していくというところで、面接を定期的に行うことは大事なことでと思いますが、子どもが本当のことを語るができるように、形式的な面接にならないように、先ほど権利擁護の視点をしっかり持って臨むという御指摘もありましたけれども、面接環境や方法が適切なものなのかを意識して実施することが大事なことではないかと思えます。

それから、面接という方法だけで全ての子どもを十分に聞き取れると考えるのは少し心配があって、話すのが苦手だったり、特定の面接者に伝えることに抵抗を感じる子もいると思いますので、例えば虐待や不適切養育のSOSのサインが発信しやすいように、方法が幾つかあるほうがいいのではないかと思えます。

児相による面接だけではなく、相談できる窓口を幾つか用意して、連絡先を書いたカードのようなものを子どもに渡しておくとか、面接以外にもSOSを発信するためのはがきを子どもに渡しておくとか、アンケートを実施するとか、いろいろな方法を用意して、子どもの声を聞く体制を整える必要があるのではないかと思えます。以上です。

(川島会長)

よろしいでしょうか。一つは、援助方針を早期に確定ということですが、急ぎ過ぎないで、きっちり状況を把握するような対応をお願いしたいということと、乳児院は専門職配置があるので、必要に応じて専門職を活用していく視点が必要ではないか。それから、里親のところとも大きく関わるのですが、個別面接が形式的にならないようにということで、面接以外の方法でも意思表示ができるような方策の検討ということが御意見として出されたと思えますので、対応について御検討いただければと思えます。

第2章についてはよろしいでしょうか。

では、引き続き第3章の説明をお願いいたします。

(事務局：田中主任)

第3章に参りたいと思えます。資料は1-2の3枚目を御用意いただければと思えます。

基本目標としては、「地域や家庭で安心して暮らせる体制をつくる」というところになります。

第1節「市町村の児童家庭相談体制の強化」というところで申し上げますと、評価指数を設けてございまして、これが資料1-1の2ページ目の下段の表になります。子育て世代包括支援センターの設置市町村数というところと、子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数というところが挙げられております。

子育て世代包括支援センターに関しましては、大幅に当時の基準値と比べまして増えておりまして、これは4月1日のスタート時点になりますけれども、令和4年時点で77市町村、全市町村において設置がされているという状況です。

一方、子ども家庭支援拠点に関しましては徐々に増えてきてはおりますけれども、同じく令和4年度のスタート時点において、42市町村となっています。半数は増えてきている状況にはなっておりますが、まだまだ全体の77市町村と比べますと設置数が少ない状況でございます。

特に小規模の町村につきましては、どういう形で設置をしていくのかというところが課題になってきておりますので、このあたりは児童相談所のほうでも市町村への働きかけや説明会、あるいは研修会といったものを開催して、設置に向けた取組を推進していくところでございます。

その下のショートステイ等を実施している市町村の関しましては、この6月に主な受託先という形でやっていただいております乳児院さんや児童養護施設さんに聞き取りをさせていただいたところ、53市町村がショートステイやトワイライトステイ等、何らかの形で実施しているという状況になっております。

具体的な取組につきましては、資料1-2の3枚目を後でも御覧いただきまして、(2)の部分、子ども家庭総合支援拠点の設置や支援の質の向上ということで、子ども家庭支援ネットワークというテーマを掲げて体制の構築を推進しているところでございますけれども、これに関して、真ん中の四角の部分になります。児童相談所におきまして、各地のモデル市町村を選定しまして、市町村と協働して子ども総合支援拠点の設置ですとか、あるいは既に設置済みの市町村に関しましては、支援の質の向上であるとか、体制の強化ということについて、研修会等を通じて取組を展開しているところでございます。

県においては毎年度地域養育推進担当者会議を実施しておりまして、各児童相談所ごとの取組の共有を図っているところでございます。また、今年度につきましては、先月25日に、社会的養育推進研修会ということで、対象は児童相談所の職員、市町村職員、施設職員というところで開催をしているところでございます。

続いて、(4)の「母子生活支援施設のあり方・活用の検討」です。昨年、令和3年6月に「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」を策定させていただいております。DV被害者の方への中長期的な支援ということで、母子生活支援施設に活躍をしていただくような可能性があるのではないかとということが確認されております。今後、県としても、DV被害者の避難先としての役割だけではなくて、母子家庭の自立支援のあり方を検討していく必要があると認識しております。

続きまして、資料2-1を1枚めくっていただきまして、第2節の「児童相談所の強化」につきまして説明いたします。

指標ですけれども、資料1-1の3ページを御覧いただきますと、こちらのほうは児童福祉司定数及び児童心理司定数が評価指標となっております。計画的に増員を図っているという状況でございます。令和4年度時点で、児童福祉司の定数が78、児童心理司の定数が32という状況になっております。

資料1-2の取組を御覧いただきますと、(1)の①になります。令和2年度から3年度にかけて、福祉職、心理職の社会人を16名採用しております。国の基準を満たすよ

うな形で、現在計画的に増員を図って体制を強化しているところでございます。

それから、(3)「関係機関との連携強化」というところに関しましては、児童相談所ごとに警察との連絡会を開催しております。令和3年度につきましては、児童相談所ごとに管轄の警察署、あと教育委員会を招集しまして、実際に虐待の通告があつてからの対応というところで、それぞれの機関の相互理解につなげているところでございます。

あとは、児童養護施設や乳児院さんとの連絡会を開催したり、あるいは里親の推進委員会をそれぞれの児童相談所ごとに開催しまして、連携強化に取り組んでいるところでございます。

また、(4)「児童家庭支援センターとの連携強化」ということでございます。令和4年度から、佐久児童相談所管内に新しく児童家庭支援センターが1か所開設されております。児童家庭支援センター「スマイル」という名称にて、児童養護施設軽井沢学園に付置する形で展開をしております。

この児童家庭支援センターと児童相談所や市町村の連携強化ということに関しましても、センターの実情を踏まえた上で、地域の相談体制の強化につながるよう連携を深めていく必要があるというところを認識しております。

なお、児童家庭支援センター「スマイル」の開設によりまして、児童家庭支援センターは県内6か所になっております。また、今回佐久児童相談所管内に設置がされたということで、全部の児童相談所の管内に児童家庭支援センターが設置されたという状況になっております。

続いて、資料1-2を1枚めくっていただきまして、第3節の「特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築」です。

評価指標としましては、資料1-1の3ページ下段に、「児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数」ということで設定させていただいております。令和3年度に関しましては6件という状況です。令和2年度においては18件になっておりますけれども、これに関しては、令和元年度に養子縁組が里親委託が非常に多かったというところですので、令和3年度の状況ですと、そういったことの件数が減っているというか、これまでどおりに戻しているというか、そういう状況になってございますので、ここはまた様子を見ていく必要があろうかと思っております。

具体的な取組というところに関しましては、資料1-2をまた御覧いただければと思いますけれども、特別養子縁組の制度の周知等に関しましては、(1)の一番上の項目に該当しますけれども、児童相談所ごとに市町村の関係者の皆様や産科をはじめとする医療機関との連携強化に努めているところでございます。具体的には、市町村や不妊治療医療機関に制度説明をした児童相談所があるなど、児童相談所ごとに取組を進めているところでございます。

こうした取組を推進しているところでございますけれども、まだまだ制度に対する御理解の部分が浸透していないという課題を認識しておりますので、児童相談所においても、今後市町村や医療機関向けの研修、あるいは制度周知というところの実施を検討しているところでございます。

(2)ですが、県がうえだみなみ乳児院に委託をしております「にんしんSOSながの」の取組の一環として、関係者への研修会の開催ということもさせていただいております。

この「にんしん SOS ながの」に関しましては、もちろん特別養子縁組ということもございますけれども、そもそも予期せぬ妊娠の相談ということで、新生児の虐待防止というところが設置の背景になっております。

そういったことも含めまして、さらなる関係機関同士の連携強化の観点から、令和2年度、令和3年度ともに、県内の医療機関であるとか、行政、教育関係者等を対象に相談支援報告会、シンポジウムを開催しているところでございます。

また、「にんしん SOS」の窓口周知に関しましても注力しているところでございまして、令和3年度及び4年度においても、県内の中学校・高校・専門学校にカード、チラシ、ポスターを配布するというを既に行ったところでございます。カードについては相談先であるとかの提示で、中学校でいえば保健室だとか、子どもさんの目のつきやすいところに配置して、カードを活用していただくというような取組を実施しているところでございます。

続いて、(4)「児童相談所単位の里親委託等推進委員会の設置」についてです。こちらに関しては、毎年度各児童相談所におきまして、おおむね年2回程度推進委員会を開催しております。市町村であるとか、里親会の皆さん、施設等の関係する機関に参加をいただきまして、里親委託等の推進のための連携、協力等の支援について検討をしているところでございます。

また、県としましては、県の里親委託推進委員会を令和2年度から3年度にかけて3回実施している状況でございます。県の推進委員会においては、児童相談所ごとの取組を発表していただいて、各地区間の情報共有を図っているところでございます。今年度につきましては、今月末の26日に、県の里親委託等推進委員会を開催する予定でございます。

第3章については以上でございます。

(川島会長)

今、第3章の進捗状況について報告がございました。質問、あるいはこれまでの説明について御意見等あればお願いいたします。いかがでしょうか。

(和田委員)

生活支援施設連盟を代表してという言い方になりますけれども、やはり、この委員の皆さんのいろいろな団体がお集まりの中で、大変私どもの存在は異質な感じがしているところでは。やはり、これだけ資料をいただいた中でも、わずか4行の記載しかなくて、検討していただくという中にありまして、なかなか検討を本当にしていただいているかどうかという状況であると思います。

児童養護施設を退所した後、里親さんのところに行かれることもあると思うのですが、そもそも私どもの施設は母子を分離したところからスタートしているところもございまして、もうちょっと活用していただければありがたいかという思いでございます。

また、児童相談所の職員につきましても、ほとんど来ていただくことはありません。ですから、もう少し児童相談所の職員につきましても、お母さんがいるからいいということではなくて、関心を向けていただくありがたい部分があります。

あまり知られていない団体ということもありまして、そんな思いがあるということをお

伝えたくて発言いたしました。

(川島会長)

ありがとうございます。

宮川委員。

(宮川委員)

里親委託等推進委員会ですけれども、これは、私も出席させていただいたことがあるのですが、一部の里親さんしか知らない状態だと思います。

これについて、例えば議事録までいかなくても、傍聴できるとか、そういったことはあるのでしょうか。今、どんな扱いになっているのでしょうか。

(事務局：田中主任)

特に議事録の公開ですとか、傍聴というところは設けておりませんで、今日の御意見も踏まえまして、各所で行っている推進委員会のあり方の検討ですとか、あるいは県全体の推進委員会のあり方の検討というところで、多くの方に取組を共有ということの観点で、そこは県のほうでも検討というか、貴重な御意見として賜りたいと思っております。

(宮川委員)

議事録の公開となると、また仕事量が増えてしまうと思うので、例えば、「里親だより」のところに簡潔に、こんなことがあってこんな意見が出ましたぐらいの記事でいいので、載せていただけると、いろいろな里親さんが関心を持てるのかなと思いました。よろしく願いいたします。

(事務局：田中主任)

具体的なアイデアをいただきまして、大変参考になります。ありがとうございます。

(川島会長)

ほかにいかがでしょうか。

私のほうから、第3章の場面では、児童相談所の体制強化に絡んで意見を言わせていただきたいのですが、児童福祉司が人数的にはかなり強化されていて、これは歓迎すべきことで、御努力の結果だろうと思います。

問題はやはり、児童福祉司の質がどれだけ向上していくかということになるので、ここについては、現実の児童福祉司の活動内容の底上げができるように、スーパーバイズの体制がもう少し検討される必要があると感じています。

それと、児童相談所の連携先、連携方法に、今後連携の仕方について検討をしていただきたい。ぜひ入れていただきたいのは、やはり家庭裁判所及び家庭裁判所の家裁調査官、ここの部分については、今まで連携とか共同でということではほぼ考えにくい対象だったのですけれども、今般の改正を受けると、どうしても家裁、あるいは家裁調査官との関係性についてはどうしていくかというのは検討しておく必要があると感じています。

ここは、児相の体制としてはどうしても気になってしまうので、意見を言わせていただきました。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

(川瀬委員)

県内の子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数が 42 ということですが、やはり町村のほうが厳しいというのは、人材の部分も、あるいは人口減少も含めてかなりあるのではないかと考えています。

本年度、私も市町村の会議に行って、かなり県からの縦串といいますか、こういう公共性が示す中で、動きが出てきているのは実感としてあるのですが、市町村まで届いているかということ、なかなか現実には厳しいものがあるのだろうと。その中でこういうことをやっていかなければいけないということは、大きくはいろいろな福祉の制度が変わる中で、精査されて必要なものが構成されていく途中の段階なのだろうと思いますけれども、今言った児童家庭支援センターが各地にもできたということは、民間の子どもの児童相談所を補完する役割も現在 5 か所できたということでもありますので、そういったことを広域的にもうまく使っていきながら、町村にも同じサービスが届くような形で、県のほうから応援や投げかけをしていただけると、町村、あるいは市のほうも非常に助かるのではないかと考えておりますので、そういったことでのアナウンスや応援をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(川島会長)

よろしいでしょうか。

母子生活支援施設に関心を持ってもっと活用する、あるいは里親委託等推進の問題、それから今触れられましたけれども、町村の体制強化についても県からの支援を含めての御意見、御要望が出されたと思ひますので、御検討をお願いいたします。

では、引き続き第 4 章をお願いいたします。

(事務局：田中主任)

続きまして、第 4 章お願いいたします。第 4 章の 2 節「里親等への委託の推進」ということになります。

こちらのほうも評価指標を設けてございます。資料 1-1 の 4 ページ目の上段を御覧いただければと思ひます。里親登録数、あるいは里親・ファミリーホームへの委託児童数、それから里親・ファミリーホームへの委託児童の割合ということになっておりまして、令和 3 年度につきましては、登録数が 214、委託児童数が 115 という状況でございます。

また、里親・ファミリーホームへの委託の割合というところで申し上げますと、21.8% (暫定値) となっておりますけれども、そういった状況となっております。

さらに本計画の指標にはなっておりませんが、3 歳未満の里親・ファミリーホームへの委託率というところは、令和 3 年度末において 31.1% という状況でございます。

参考に、資料の 1-4 で里親加速化プランについておつけしているところです。国のほうから里親委託加速化プランという方針が令和 3 年 2 月に出されたものですが、国の方針

に沿って、各都道府県でこうした計画を策定しているところであります。里親委託の水準に関しましては、地域によってばらつきがあるというのが国の認識でございまして、令和6年度末までを集中取組期間ということで位置づけて、意欲的に取組をする都道府県に対しては、国の補助金の補助率のかさ上げ等の追加の財政支援をするという内容になっております。加速化プランというものを都道府県が設定して、国に提出したというところになります。

この意欲的に取り組んでいるというところになりますけれども、何点か条件がありまして、1のところは令和6年度末時点での3歳未満のお子さんの委託率が75%を超えているということが主な要件となっております。そうした目標を設定すると、先ほど申し上げましたとおり、財政支援というところで国の補助率がかさ上げされるというところなんです。

それと、乳児院と児童養護施設に1名配置可能となっている里親支援専門相談員の配置が2名認められるということになっております。これについては、全部の都道府県に対して国にプランを提出することとなっております。これに関しましては、令和3年2月のところで通知が出て、3月にこのプランを提出しているところです。

本県の計画に関しましては、各地域の児童相談所を中心に、児童相談所の区域ごとの目標を設定して、その積み上げということでこの数字が成り立っているということでございます。今年度引き続き、このプランに関する取組に関しまして、児童相談所ごとにどうしていくかということを検討するということを思っております。

もし委託率の目標を加速化プランまで引き上げるということになりますと、場合によってはこの本体の計画の数値の見直しがあることもあらかじめ御承知おきいただければということでお願いいたします。今、説明した部分は特に資料には出ておりません。すみません、口頭での説明になります。

資料1-4の令和2年度末における3歳未満の里親委託率ということで、令和2年度末の実績の欄の41.7という状況がございまして、これに対して、先ほど申し上げたとおり、令和3年度末が31.1%、まだここに反映されていないのですが、令和2年度の41.7%に対して、令和3年度末の31.1%という状況でございました。

令和2年度については、長期に乳児院に入所していた児童さんの里親への移行が進んだという背景で、それにより3歳未満の里親委託率が上昇したという経過がございまして。

令和3年度につきましては、若干そのあたりの里親以降が思うように伸びなかったということに加えて、令和2年度に3歳未満でカウントしていたお子さんたちが3歳になって、この3歳未満という枠組みを超えていったというあたりが数字上の結果になっているところでございます。

いずれにしましても、令和6年度末の3歳未満の委託率が75%を超えてくるということになりますので、そこの数字をある程度念頭に置きながら、スムーズな里親さんへの措置変更、新規の委託も含めて、引き続き児童相談所と連携して取り組んでまいるところです。

もちろん数字はあくまでも目標というところではございまして、やはりその子どもさんにとってよりよい選択、あるいは乳幼児を受け入れられる里親さんのキャパ、受皿の問題も当然あるかと思っておりますので、その部分を併せて、関係者の皆様と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

具体的な取組というところですが、資料1-2にまたお戻りいただいて、(3)の里親制度の普及啓発というところがございます。昨年度令和3年度の新規の登録里親は22家庭ということで、うち養育里親が11家庭ということになっております。令和2年度は同じく30家庭、うち養育里親20家庭ということで、前年度の登録数に届いていない部分は令和3年度あるのですけれども、引き続き、件数としても一定程度の水準は維持しているかなと思っております。

どうしてもまだまだコロナ禍というところがありますので、そういった啓発活動等につきましては、可能なところに関しましてはリモート等での広報・啓発等の取組も推進していければと思っております。

それから、(4)の包括的里親支援業務の民間委託に係る今後の方向性と検討というところで、取組項目として、乳児院1か所に委託した包括的里親支援業務に関しまして、検討とか方向性といったものが設定されておりました。

こちらに関しましては、うえだみなみ乳児院に委託しているところでありましたけれども、令和2年度～3年度の取組状況の括弧【県】というところになります。児童相談所のヒアリングであるとか、うえだみなみ乳児院さんが担当している里親さんへのアンケートを実施させていただいております。委託に関する評価を実施しています。そこでは、民間ならではの開拓力であるとか、丁寧な対応というところで一定の成果が出ているということで、事業の継続が望ましいという結論が出ているところでございます。

また令和3年度からは、新たに松本赤十字乳児院に委託を開始しております。さらには、そもそも児童相談所がフォスタリング機関として、包括的に里親さんの療育を支援していくということ明確化しております。

こうしたことから、令和4年度時点で、県内のフォスタリング機関は、個々の児童相談所と今申し上げた二つの乳児院ということになっている状況でございます。引き続き、このフォスタリング機関と里親さんがチームとして養育に当たっていく、養育支援の強化に取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、裏面に行ってくださいまして、上下になって見づらくて申し訳ないのですが、(5)の②乳児院や児童養護施設に配置をしていただいております里親支援専門相談員さんに関しましては、令和3年度に新たに1名増ということでございまして、1施設に1名の配置ということで、計13名になっているところでございます。

さらに(7)でございますけれども、里親会との連携というところで、児童相談所におきまして、各地区の里親さんと連携をしてサロンの開催の取組をしているところでございます。里親等を希望される方への研修、いわゆる登録前の研修ですけれども、その中で先輩の里親さんの体験談のお時間を設けさせていただいてまして、多くの経験のある里親さんから御協力を得ているところでございます。

続いて、次のページの同じく第4章第3節の施設の小規模かつ地域分散化、高機能化等に関してです。

こちらに関しては評価指標を設けてございまして、資料1-1の4ページの下段になりますけれども、小規模化、地域分散化というところで、グループホーム数を設定させていただいております。令和2年度の状況としましては、10か所グループホームが設置されて、1か所は令和2年度に新しくつくって、令和3年度にスタートしているというところで、

松本児童園に1か所つくられたところでございます。

もう1ページめくっていただいたところの評価指標の最後の5ページを見ていただきますと、市町村の要対協の構成メンバーとして、乳児院、児童養護施設が参画している市町村数というところを設定しています。これについても、各乳児院、児童養護施設にヒアリングによって把握した状況としましては、現在25の市町村が、児童養護施設や乳児院を構成員に加えていただいている状況です。

具体的な取組としましては、【県】の③グループホーム、各地域小規模児童養護施設の新設に伴い、令和3年度末の県内のグループホームは10か所となり、施設の定員が令和元年度末の545人（うちグループホーム42人）から令和4年度4月が529人（うちグループホーム48人）となる見込であるということですので、グループホームの定員増加により、小規模化・地域分散化を促進しているところでございます。

引き続き、児童養護施設等に対してのヒアリング等を通して、県内のグループホームの計画的な設置の促進を図っていくところでございます。

それから、先ほど申し上げたところと重なるのですが、(3)の施設の高機能化及び多機能化、機能転換というところがございますけれども、①の児童養護施設における一時保護専用棟の設置を推進していくということとしております。

そちらに関しまして、取組状況として、令和2年4月、児童養護施設慈恵園に専用棟を開設しております。こちらは定員6名ということでございます。令和3年度は4月におさひめチャイルドキャンプに定員4名の専用棟を開設しております。同じく12月に松本児童園、定員5名を開設しております。平成31年4月の松代児童預かり支援センターを含めた総入所児童数は、令和2年度が1,774人（実人数58人）、令和3年度は2,345人（実人数68人）という状況でございます。

さらに令和4年4月、児童養護施設「恵愛」において、恵愛モア、専用棟を開設しているところがございます。こちらは定員5名というところで開設をしているところです。

続いて(3)の【県】の取組状況②というところですが、乳児院については、専門性を生かして総合的な養育支援施設として展開を積極的に推進するというふうなことになっております。こちらに関しての取組状況ですが、令和4年1月24日に、乳児院と児童相談所、県で今後の乳児院のあり方に関する懇談会を開催して、機能転換等に関して御意見等を頂戴しているところでございます。

その下の⑤アフターケアについてですが、児童養護施設退所者アフターケア促進事業を実施しております。令和2年度は11の施設、対象児童31名、令和3年度は5施設、対象児童14人に対し補助金を交付しております。このアフターケア補助金につきましては、令和元年度に新たに各施設が退所者に対して実施する訪問等に係る経費を助成する児童養護施設退所者アフター補助金を創設したところでございます。

また、令和3年度は措置費の自立支援担当職員を3施設に配置しております。退所児童の進路支援に係る定期的な連絡により、心身の安定につながるようにケアに取り組んでおります。令和4年度におきましても、この自立支援担当職員については、さらに三つの児童養護施設で配置をしているところがございます。このあたりは、また次の章でも触れたいと思います。

それから施設の関係で、乳児院のほうでも市町村の養育支援保護事業に関わったりです

とか、場合によっては、障害の関係で児童発達支援事業ですとか、それを実施するというような児童養護さんも出てきているというような状況になっております。

第4章については以上になります。

(川島部会長)

ありがとうございました。今、第4章の進捗状況を御報告いただきました。質問及びこれまでの取組、今後の取組についての御意見等ありましたらお願いいたします。

(事務局：井口専門員)

先ほどの里親委託加速化プランの説明が若干時系列が分かりにくかったと思うので補足をさせていただきます。資料1-4をもう一度御覧いただくと、国からこの施策が出てきたのが令和3年2月ですので、令和2年度末のちょっと前という状況になります。この計画自体はもともとあって、それは児童相談所中心に地域ごとに目標をつくったものを積み上げて計画ができていくというプロセスも踏まえて、3年度からスタートということでした。

3年度の計画をその時点で県として出すということだったのですが、それについては時間的にも難しいということで、ポイントは3歳未満に関して6年度末に75%の水準というところになってくるものですから、そういったことを検討する時間もないということで、現行この計画どおりのプランで出したというのが、令和3年度になります。ですので、財政的な補助、かさ増しというのは受けられないという状況で出させていただきました。

昨年度の分科会でも、こういったものがあるということはこちらで御紹介させていただいて、その上で改めて地域ごとで検討を昨年度の後半に、昨年度既に令和2年度で41.7%という状況があったり、財政的な支援が追加で受けられるのであれば、目標として掲げることがいいのではないかという意見が大半だったものですから、先ほどの里親委託等の推進委員会、県の委員会でも少し御意見を頂戴した上で、4年度に関してはここに書かれているようなプランで国のほうに昨年の3月に提出をして、財政補助が追加で受けられるというような形で今なっていると。そういう状況になります。

計画の数値との整合性に関しては、計画自体は変えずに、その上乘せ目標というような形でチャレンジをしていくという趣旨でこちらのプランは現状としては位置づけているということになっておりますので、基本的には来年度以降に関しても、中見も少し具体的な取組は見直すということになるかと思っておりますけれども、チャレンジしていくというのが基本的な方向性と考えているところです。

以上です。

(川島会長)

補足をいただきましたが、御質問、御意見等いかがでしょうか。

宮川委員。

(宮川委員)

教えていただきたいのですが、アフターケア事業促進事業について、対象児童が 31 名上がったときに、それは1回限りの支出というか、補助でしょうか。きっと施設でも里親さんでも、自分のところを出た子どもに関して、何年にもわたって連絡を取ったりすると思うのですけれども、退所したその年に一括してというか、何人だから幾らというような補助の仕方になっているということによろしいでしょうか。

(事務局：井口専門員)

この事業自体が数年前から始めている事業で、少しずつ変わってきているところがあります。対象が現状施設退所児童になっているということが1点あるのと、基本的には5年以内というところで、毎年実際に訪問したりそういうやり取りに関わる経費に関して補助をしているという形で動いています。

(宮川委員)

5年対象になるということですね。

(事務局)

そうですね。

(宮川委員)

分かりました。ありがとうございます。

(川島会長)

ほかにいかがでしょうか。

(青木委員)

第2節の里親への委託の推進のところ、現状里親さんへの委託を増やしていこうという方向性にありますが、それと並行して、子どもの権利擁護の視点を十分踏まえた里親さんの支援体制の拡充というのをやっていただきたいと思います。

令和2年に発生した重大被措置児童虐待の事案について、昨年度検証を行い報告書にまとめたところではありますが、そこで課題とした点、提言した内容を十分踏まえて、里親さんの支援体制の充実というものを御検討いただければと思います。

(川瀬委員)

今の意見は全く同感でございました。里親の委託推進とか里親加速化プランとなりますと、同時にその周辺でファミリーホームや施設、里親さんも含めまして、養育力をきちんと担保した形で進まない、結果的に子どもにしわ寄せが行くのではないかとということ、あるいは、今人間関係が不調で家庭的な生活ではない状況で暮らさなければいけない、あるいは修復を図らなければいけないという人は、非常に実は現場でも多うございます。

そういったこともどうしていくのかということもセットでこれは考えながらやっていくということ、2年の中では考えていかなければいけないと思うし、和田委員のほうから

も言われましたように、母子支援施設も今ある施設をどのように活用していくかという視点も、今の課題解決に向けた取組の一つとして、具体的に言いますと多機能化というのは何を県は求めているのか、何を示しているのかというのをはっきりお示ししていただきたいというのが、私ども連盟としての考えでもありますけれども、地域の中で我々も実践を通じて地道な努力をやってまいりますけれども、加えて県のほうからも御示唆いただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

(川島会長)

ほかはよろしいでしょうか。

いろいろ御意見いただきましたが、里親の委託というところとの絡みでは、先ほどから母子生活支援施設や児童養護施設の関係の方からも御発言がありますけれども、多機能化、あるいは高機能化という中身の詰めを今後していくことは大事かなと思っておりますので、ぜひ御検討をお願いできればと思います。

また、里親の加速化プランそのものについても、どこかで本計画とのすり合わせを、児童福祉法の改正もありますし、そういったところで総合的な検討をすることがいいのかとは感じておりますので、併せて今後御検討いただければと感じております。

それから、アフターケアについても御意見も出ていましたので、その辺もよろしくお願いたします。

(事務局：井口専門員)

今、会長がおっしゃったところで、先ほどの児童福祉法の改正のところ御説明申し上げればよかったのですが、今回の改正も結構大幅な取組で、実は国のほうからは、予定としては、この計画事自体を改めてもう一度、いずれにしてももともと 10 年の計画のところ、6 年度末までが前期で、その前期が終わるところで評価、見直しということがいずれにしてもあったかと思うんですけれども、そのタイミングに合わせて、その内容を踏まえて、もう少しいろいろな項目も国のほうから策定の要旨が示される形で、5 年度の後半から 6 年度にかけて、また計画を見直すようにという予定になるようですので、もしかしたら、今の形も含めてそういうところというのはあるのではないかということです。申し訳ありません。

(川島会長)

4 章までについてはよろしいですか。

では、次は 5 章と 6 章をまとめてということになりますか。よろしくお願いたします。

(事務局：田中主任)

最後、第 5 章、第 6 章について御説明申し上げます。

資料 1-2 に関しましては、最終ページを御覧いただきまして、評価指標のほうは最後 5 ページになります。二つ基本目標がありまして、そこを説明させていただきたいと思っております。

第 5 章の「子どもの自立の支援の推進」というところですが、それに関して評価指標を

設けています。代替養育を受けていた子どもの大学進学率ということで設定しております。それに関しては、計画で参照した実績が平成 30 年度 32.4%ということがございますけれども、令和 3 年度、これも暫定ですが、35.0%ということになってきております。

今回母数は 40、進学したお子さんが 14 名で、このところは毎年十数人で推移しているところでございます。そこは減っているわけではないですが、単年度で見ていくと個々の事情もありますし、それに応じて母数がもともと少ないので、アップダウンが若干あるかと思っています。このところは、もう少し長期的な視点を持って見ていきたいと思っていますところでは。

「子どもの自立支援の推進」の具体的な取組状況に関しましては、先ほども少し触れましたが、(2)の国の措置費の拡充によりまして、アフターフォローを担う自立支援担当職員という専門職員が児童養護施設に配置することが可能となりました。重複するのですが、令和 3 年度から 3 施設に担当者が配置されております。

こうした自立支援の取組に関しましては強化していく必要があると思っております。今後充実していく必要があるかと思っております。令和 4 年度においても三つの児童養護施設で自立支援担当者を配置しているところでございます。

最後になります。「子どもの養育を地域で支える人材育成」が第 6 章になっております。こちらの評価指標は今後検討ということになっておりますけれども、具体的な取組として真ん中の欄を御覧いただきますと、令和 2 年度に関しては、本格的な検討に向けて準備をして、主な関係者による御意見等を頂戴するというところで、今後のあり方を検討するというところでは。

令和 3 年度につきましては、社会的養育関係者による人材確保・育成に関する懇談会を実施しました。令和 4 年度の 2 月のところに懇談会を予定していたところですが、コロナの感染拡大で延期をしたところでございます。この懇談会につきましては、今月末のところで開催する予定になっております。

この開催要領を資料の 1-5 としてつけてございます。第 1 として、「趣旨・目的」というところでございますが、社会的養育の分野で児童虐待の相談件数の増加であるとか、そういった対応への専門性の強化をはじめ、平成 28 年の児童福祉法の改正を踏まえて、児童の権利擁護の徹底であるとか、家庭養育優先の原則を踏まえた児童及びその親への支援の強化ということが課題として求められております。

こういった課題に対応するためには、乳児院、児童養護施設、あるいは市町村、児童相談所における専門的な人材の確保が必要であるということを目的として、社会的養育関係者による人材確保・育成に関する懇談会を開催するということとしております。

会議事項ですけれども、やはり、専門的な人材確保であるとか、研修も含まれますけれども、この 2 点を大きな取組として検討していくこととなります。構成員については、裏面のとおりですけれども、県から 1 名、児童相談所から 2 名、あと児童福祉施設連盟から 3 名、関係大学・保育士養成校から 2 名ということです。市町村の児童家庭相談監督署からも 3 名となっております。

こういったメンバーで、今後主な人材確保やそういうことについて検討を推進していくということになります。この構成員につきましては、川島会長であるとか、川瀬委員にもなっていていただいておりますので、またよろしく願いいたします。

第6章については、簡単ではございますが以上になります。これで全ての進捗状況について説明を終わりたいと思います。

(川島会長)

ありがとうございました。では、取りあえず第5章から6章の部分について御質問、あるいは御意見等あればお願いいたします。

(篠田委員)

アフターケア促進事業ですが、乳児院から家庭に戻るお子さんもいて、そのお子さんのアフターケアというのを実は乳児院のほうでしているという現状があります。一時保護の場合もそうですし、入所のお子さんもそうですが、その後の子どもの関わり方に困ってしまうお母さん方は結構いて、お母さんのケアというものが足りないというか、もう少し支援して力を入れていきたいところで、それが乳児院の多機能化の中の一つかなと思っています。

今までもアフターケアとして、退所して1年家庭訪問した子どもがいました。そういったところも施設職員の対応や、乳児院にもアフターケアがあるということを知ってほしい、そんなことばかりですみません、実は家庭に帰ってもすごく大変だということも聞く。今乳児院でお預かりしているお子さんの中でも、将来的に発達障害じゃないかなという点で難しいお子さんたちもいるので、そういったお子さんを抱えてお母さんが疲弊してしまうという点は大事な取組みかなと思っています。

特定した話ではないのですが、児童相談所の方と、子どもが帰る市町村との関係社会という形では、手前みそですけれども、そこに乳児院が入ってっていないということに対して、乳児院でお子さんを預かっていたときに私たちが関わった中で、家族の関わり方をこうしたほうがいいかなとか専門性の中で考えていて、落ち着いて帰ったけれども結局同じ環境に帰ったので、入所前と同じような状態になるという御家庭もあつたりするので、家庭引き取りになったおうちのアフターケアというの、乳児院としてはやっていきたいかなと思っています。

(川島会長)

どうぞ。

(事務局：井口専門員)

今の御意見ごもっともなところだと思うんですけども、一応整理として、今このことがアフターケアというのは、先程のアフターケア事業もそうなんですけれども、いわゆる自立支援というか、社会的に巣立っていく部分のケアというところでの事業というところがあります。今の篠田委員さんがおっしゃられたところは当然あって、その辺というのは、先ほどの市町村とかの児童相談所だと思いますけれども、その中で考えていくというところで、先ほどの児童福祉法の改正ということも含めて、どうそういう体制をつくっていくのかということ、乳児院さんで言えば、多機能化や機能転換ということと併せて考えていくということになるかと思っています。御意見ありがとうございます。

(和田)

関連したことですが、このアフターケアというのは、主に児童養護施設さんを中心とした考え方かと思うのです。やはり乳児院さんは乳児院さんの立場で、我々は我々の立場でアフターケアをやるのですが、現実問題としては、私どもの施設は DV で逃げてきたとか、関係が悪くなって出てきて引き受けます。そして就職をする、それから住居を見つけるといったところで退所していただくのですが、危ない、要保護かもしれないという家庭の状態で残したまま、それで終わりにになってしまうことが多いのです。

そういったことが、アフターケアとか、地域で注意してというようになりリストの中に入っていくような状態になると、様々なその後のいろいろなことが発生しにくくなるということ念頭にさせていただくと、私どもはその部分しか見えないと言ったらなんですけれども、それぞれの施設の特徴がありまして、全部踏み込んでいくわけにはいかないというような状況です。

ですが、大きな目でお子さんがその後どうやって巣立って社会で活躍していくかという観点で行くと、そこで切れちゃうとそこで終わってしまうというところがあります。ぜひ、つなげていくという観点をそれぞれの立場で持っていただくと大変ありがたいと思います。

(青木委員)

大学進学率のことですが、進学する割合が 35%にはなっているのですが、この子供たちはどのぐらい卒業できているのか。あるいは一般の進学した子どもたちと比べて、どのぐらいの割合で、同じような割合でリタイアしているのか、それともやはりそこでも格差があるのか。もし把握しているようでしたら教えていただきたいということと、そこまで推進計画の中では求められていないでしょうけれども、5年アフターケアしていくということであれば、そこまで把握して数字として出せるようなアフターケアにしていっていただきたいなと思います。

(事務局：田中主任)

進学率というところの数字はおっしゃるとおり持っているのですが、その先の卒業というところの数字まで今の時点で把握していませんので、引き続き、そういったアフターフォローの充実であるとか、そういった数値化というか、計画の中で反映させるかも含めて検討してまいりたいと思っております。

(事務局：井口専門員)

今の点でつけ加えると、隣の係で、ルートインさんから寄付をいただいたもので飛び立て奨学金をやっているのですが、やはり担当されている方とも話をしていると、途中で退学という方がいらっしゃるということで聞いているので、恐らく一般の学生さんよりは、そういった割合は高いだろうと思います。

恐らく、川瀬委員さんもそれについてはそういう感覚じゃないかと思うんですけれども、そのあたり1つ課題だと思いますので、今回の児童福祉法にもそういったものが盛り込まれておりますし、課題というふうに認識しています。以上です。

(川瀬委員)

全国的にはやはり施設出身で進学した場合の中退率というのは、高いと言っているのではないかと考えます。それぞれの理由はありますけれども、***続きもあるのですけれども、施設で生活しながら大学までみんなで目標に向かって頑張っていって、その後の支援が切れた後、施設で生活していても一人暮らしをしたいんですね、夢を見て行くけれども、そこでやはり生活がうまく自分で乗り越えていけないとか、経験値が少なかったり様々な理由がありますけれども、あとは人間関係だったり、そういうことが出てくるのが問題かなど。

逆に関東のほうでは、施設で生活しながら専門学校・大学に行った子は卒業までしっかりと行けているというケースもあるのです。一概に全て同じケースとは言えないですけれども、そういう傾向はあるのかとは思っております。

(青木委員)

特にこの2～3年は、コロナで厳しいということが予想されるので、早急にか、支援が届くようにしていただきたいと思えます。

(川瀬委員)

アルバイトができなくなって、授業料の補助金以外の部分が払えなかったということは、現実な問題として実際あります。

(川島会長)

出身がどうこうでなくても、大学の学費や生活費そのものに窮していく学生もコロナの関係で増えていますので、それはそれで別問題として、社会的養護だけの問題ではなくて、支援が必要だなという気はしています。

5章、6章の関係でよろしいですか。御意見の中では、やはりこの事業に入っているアフターケアだけではなくて、乳児院や母子生活支援施設やあるいは里親の手を離れた後のアフターケアについても、もう少しアフターケアの枠組みについては検討してほしいという御要望だったかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

第6章に関しては、また懇談会等で具体的な計画を詰めていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

一応、以上各章ごとに御質問、御意見を出していただきました。先ほども補足の説明がありましたけれども、令和6年度の評価指標の進捗状況については、総合的な検証・評価を必要に応じて行っていくということになっています。社会的な状況も変化をしていきますし、一方で、今回の児童福祉法の改正、2016年も大きな改正でしたけれども、今回も大きな改正で、目標の組み立て方や項目そのものも見直さないといけないという内容が含まれておりますので、それにつきましては、今後必要な検討を県においてしていただきながら、今日の意見についても取り込みながら準備をしていただければと考えております。

特に今日各章について委員からいろいろ御意見、御要望が出てまいりましたけれども、要望を概括すると、やはり子どもの権利擁護、あるいは支援の実質がどうなのか、本当に

子どもにとってどうすることがいいことなのかということのを改めて問うような御質問が多かったと感じます。数値目標の実現をすればいいということではなくて、子どもが実質的にどれだけ幸せになれるかという観点で今後考えていければいいのではないかと感じました。

あまりまとめの意見になりませんが、今日の意見を踏まえて、それから児童福祉法の改正も踏まえて、今後見直しを必要に応じて行っていただくということで、県においては進めていただければと思っています。

今回の各章の進捗状況についての審議は、以上とさせていただきますよろしいでしょうか。よろしければ、以上で全ての章についての進捗状況の報告については終了させていただきます。

県におかれましては、ここまで出された御意見等を参考にしながら、見直しの検討と取組をよろしくお願いをいたします。

それでは、本日の予定の議題は終了といたします。御協力ありがとうございました。

4 その他

(川島会長)

続いて、「4 その他」については、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：井口専門員)

そうしましたら、私のほうから、その他ということで、昨年度、事案の発生等を検証していただくということで御報告を申し上げた重大被措置児童等虐待、先ほど青木委員さんから話がありましたが、その報告書がこの3月に検証委員会のほうから出されておりますので、簡単ではございますけれども、御紹介というか、御説明をさせていただきたいと思っております。時間も巻いていますので、ポイントを御説明させていただければと思っております。

資料の2-1と2-2を御覧いただければと思います。報告書の概要と再発防止に向けた県の取組についてということで、内容を併せまして、2-1のほうを御覧いただいて御説明したいと思っております。

まず、「検証について」ということで、検証の目的や枠組み等に関してはそちらに記載のとおりでございます。後のほうと関係がございますが、検証の視点ということで、里親の認定、登録の段階、それから実際にお子さんが委託をされてからの段階、それから事案が発生した後の段階ということで、時系列で課題と提言がまとめられております。

第2の「検証の事案」ですけれども、里親の登録やファミリーホームとしての開設の状況等に関してはそこに記載のとおりです。

被害児童ですけれども、元里父が監護者性交等罪で実刑という結果になったA児の性的虐待が中心にはなりますけれども、そのほかA児を含めまして、4人のお子さんに身体的な虐待が認められております。

御指摘をいただいた課題と提言ということに関しては、次のページ以降まとめてございます。まず、その里親認定に係るというところで申し上げますと、被措置児童等虐待、児

童施設の職員や里親等としての虐待歴等の確認が、この方は他県から移られてきて長野県で里親登録をされた方になるのですが、他県での里親としての活動がございまして、そのときに虐待歴があったわけではないのですけれども、この事案を踏まえて考えると、そうしたこれまでの虐待歴等が情報把握できる仕組みづくりというのを国に提言していく、要望していくということで御提言をいただいております。

それから、里親認定に関する調査審査のあり方ということで申し上げますと、十分な調査と調査した内容の里親審査部会へのきちんとした形での情報提供ということ、特に疑問に思った点とか、調査した児童相談所等が不安に思った点等、感じた点等、しっかり情報提供するというようなこと等の新たな調査審査のあり方、やり方を検討するようというところで提言いただいております。

それから、里親さんの更新や専門里親の認定というところで、もう少し実質的な審査が行える仕組みを検討するようというところで提言いただいているところです。

以上が、里親の認定に関わる段階の部分になります。

それから、お子さんの委託に係る事項ということで、一つは、養育者の方の虐待に関する理解ということで、研修プログラムを見直すようというところで提言をいただいております。この点に関しましては、既に昨年度から里親の登録前の研修において被措置児童虐待防止ですとか、そもそも子どもの権利擁護という観点の研修の時間を増やしまして対応しておりまして、今年度以降もそのプログラムに関しては見直しをしていきたいと考えております。

それから、ファミリーホームの運営状況等に関して、定期的に確認する仕組みを導入することということで提言をいただいている、この点に関しまして、今まで少年監査、少年指導が中心であったものを、昨年度から実地での監査を、それまで要綱の制定等もなかったものですから、要綱も制定した上で、昨年度から監査を実地で全てのファミリーホームについて実施をしたところです。引き続き今年度の全てのファミリーホームに関して監査をする予定でおります。

次のページに行ってくださいまして、里親と児童相談所との連携というところですが、児童相談所の担当者等が、養育状況を確認する中で抱いた疑問だったり不安だったりというものを突き詰めていく、課題があれば養育者等に働きかけて改善を図る必要があるということで御提言をいただいたり、フォスタリング機関が養育状況をしっかり把握したり、関係する学校や保育所等の関係機関、委託をしている市町村と情報共有をして、役割分担だったり、養育状況はどうかという評価等を中心になって行うということで御提言をいただいております。

それから、児童相談所ですとか、あるいはフォスタリング機関の職員の資質と専門性の向上も提言いただいているところです。

それから、関係機関との情報共有ということに関しては、児童相談所ですとか、フォスタリング機関が学校などと定期的に情報共有をしたり、子どもの出身市町村と里親の所在市町村が異なる場合が当然ございますので、里親が所在している市町村との情報共有とか、連携した支援ということも御提言としていただいているところです。

子どもの権利擁護というところに関しては、「子どもの権利ノート」を全面改訂するということを提言をいただいておりますけれども、そのほか児童が第三者に直接意見を表

明できる機会の確保ですとか、あとはその権利ノートも使いながら、子どもや両親に対して定期的に説明をしたり、児童相談所の担当者が子どもとの面接によって、虐待等が発生していないか、何か問題がないか定期的に確認することということで御提言をいただいています。

今の定期的な児童相談所の確認とか、権利に関する説明ということに関しては、昨年度から具体的には子どもの状況に応じて1か月から最低でも6か月の間に一度は、児童相談所のケースの担当者が児童に直接会って、どういう生活状況か、辛いことがないかとか、虐待がないかということを確認する面接を実施するようにはしております、それと併せまして、年に1回定期的に子どもの権利に関して子どもに説明する機会をつくるということで、ルール化をして実施を開始しております。

この点に関しては、今年度から里親やファミリーホームの子どもさんだけではなくて、児童養護施設とかそういった施設のお子さんに関しても同じ取組をするということで、ルールの共通化を図っているところでございます。

もう一枚めくっていただいて、養育者等を支える仕組みというところで、児童相談所やフォスタリング機関の職員の資質や専門性の向上ですとか、フォスタリング機関が養育者との信頼関係を構築して、しっかり頼っていただけるような存在となるようにということで御提言をいただいたりですとか、里親同士の支え合いだったり、レスパイトの活用促進ということが提言いただいております。

それから、現状里親さんが被措置児童等虐待を認定されると、軽いものであっても一発で取消しというような法律上の規定になっておまして、そうすると、思わずちょっと手を叩いてしまうというような、通常は熱心に養育をしていただいて児童も慕っているけれども、思わずということがないわけではない。そういったときに、それが取消しというところに直接つながってしまうような状況だと、里親さんに相談しにくかったり、児童相談所とかフォスタリング機関の職員も何となくそこに介入しにくいというようなことが生まれる可能性があるのも、そのところの見直しということも国のほうに要望するように御提言をいただいているところです。

そのほか、事案発生後というところでいきますと、学校への働きかけということで、研修の実施等の提言をいただいておりますと、児童相談所等が児童の安全を最優先に、まずは一時保護をした上で調査等を行うことや、連携・協力した体制を構築するようという御提言をいただいております。

すみません、以上非常に駆け足ではございますけれども、検証報告書の主な内容とこれまでの実施の取組ということで御紹介をさせていただきました。もう少し詳しくは、資料2-2、あとは検証報告書の中身自体に関しましては、本日お手元に報告書の本体を配付いたしましたので、そちらを御覧いただければと思います。

以上、説明にお時間を頂戴しました。ありがとうございます。

もしよろしければ、青木先生がこの検証審査部会に検証委員会ということで位置づけて、検証に参加していただいておりますので、一言コメントをいただければと思います。

(青木委員)

検証委員会の一員として検証に加わらせていただきました。検証委員会では、検証の中

で今回の虐待に至る経緯、動機や背景を解明すること、虐待の要因と考えられる事柄や、それに付随することについては、そこに見られる課題や問題点の具体化、明確化した上で改善点を提案することを念頭に置いて報告書をまとめました。

先ほど御説明いただきましたとおり、課題は広範囲にわたりまして、多様な機関に関わるものでありますし、また制度上の課題にも及んでおります。

提言の中には、様々な観点から里親支援の充実が求められること、子どもの意見表明権の保障やアドボカシーが必要であることなど、様々な点を含んでおりますが、先ほど長野県社会的養育推進計画に関する意見としても述べましたけれども、里親養育を進めていくという方向性である現状においては、特に子どもの権利保障の視点が見落とされてはならないものであって、子どもの声をしっかりと聞いて、しっかりと酌み取ること、子どもの安心・安全な生活を守るということ、このために報告書にまとめた里親養育を支える様々な仕組み、支援のあり方を充実させていくことが重要であるのではないかと考えております。

長野県では、この検証結果を踏まえて、既に様々な対応を始めていただいているということでございますが、この検証報告書がこれからの社会的養護の現場に着実に活かされていくように、それぞれの取組の効果をしっかりと検証・評価しながら、さらなる改善をしていっていただくことが必要であると考えております。

(事務局：井口専門員)

ありがとうございます。以上になります。

(川島会長)

ありがとうございました。

時間が随分押してしまっているのですが、委員の皆様から、どうしてもという御質問等あれば、よろしいですか。それでは、県におかれましては検証報告書の提言を踏まえ、各種取組を遂行していただきますようお願いをいたします。

それから、そのほかとして委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、年度内の会の開催についてですけれども、現時点においては2回の開催の日程については提示しておりませんが、各施策の進捗状況等により、委員の皆様のお意見・御助言等が必要とされる場合には、本会議を招集する可能性がありますので、そのことをあらかじめ御承知おきいただければと思います。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、本日の審議に関しましてはこれで終了となります。事務局に進行をお返しいたします。

5 閉 会

(事務局：大宮企画幹)

川島分科会長様、委員の皆様、本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございます

た。数値ありきではなくて、子どもの声をしっかり聞くですとか、子どもがどれだけ幸せになれるのかという視点を持ち続けなければいけないということを、改めて再認識した次第です。

本日の分科会はこれで終了とさせていただきます。この後の取材につきましては、この場で事務局にて一括して対応いたしますので、委員の皆様個別に対応していただく必要はございません。報道関係者から声をかけられた場合には、その旨をお伝えいただければと思います。

それでは、本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

(了)